

令和4年第3回定例会議案審査特別委員会会議録

令和4年9月6日 午後1時29分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	加 固 豊 治
副委員長	櫻 井 健 一
委 員	矢 口 龍 人
委 員	鈴 木 良 道
委 員	中 根 光 男
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	田 谷 文 子
委 員	川 村 成 二
委 員	来 栖 丈 治
委 員	設 楽 健 夫
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博 行
委 員	鈴 木 貞 慎
委 員	吉 村 治 遥
委 員	金 子

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
市長公室長	横 田 茂
総務部長	大久保 昌 明
保健福祉部長	幕 内 浩 之
産業経済部長	松 延 孝 之
教 育 部 長	坂 本 重 男
理 事	高 井 淳
政策経営課長	岩 井 雄一郎
情報政策課長	稲 生 政 次
総務課長	豊 崎 伴 之
危機管理課長	大和田 浩
検査管財課長	加 藤 洋 一
介護長寿課長	川原場 宗 徳

子ども家庭課長	齋藤隆男
農林水産課長	元木義和
生涯学習課長	齊藤健

出席書記名

総務課	小林学裕
情報政策課	菅谷知央
議会事務局	柏崎博子
議会事務局	折本尚充

議 事 日 程

令和4年9月6日（火曜日）午後 1時29分 開 議

1. 市長挨拶

2. 議案等の審査

- (1) 議案第42号 かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第43号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第44号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- (4) 議案第45号 令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (5) 議案第52号 旧下大津小学校解体工事変更請負契約の締結について

開 議 午後 1時29分

○加固豊治委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和4年第3回定例会議案審査特別委員会を開きます。

それでは、書記を追加して指名します。

情報政策課 菅谷知央君、総務課 小林学裕君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいようお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、議案審査特別委員会開催いただきまして誠にありがとうございます。

審査していただきまして、ぜひともご承認いただきますようによろしく願い申し上げます。

○加固豊治委員長

ありがとうございました。

ここで執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。議案集及び議案概要書等は説明ページ番号を言ってから説明されますようお願い申し上げます。また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

初めに、議案第42号 かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から、特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

本条例につきましては、行政手続きのオンライン化に際しまして、キャッシュレス決済を拡大させて

いくために必要なものでございますので、よろしく願いいたします。

○加固豊治委員長

それでは、情報政策課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この中に、手数料以外の市の歳入、これキャッシュレス決済によって納金できる環境を整備するというふうになっておまして、内容についても色々書いております。

私たちもこういうキャッシュレス決済というのが必要になって来るかなと思いますけれども、具体的にこの流れについて教えていただけますか。分かりやすく、お願いします。

○情報政策課長（稲生政次君）

今回の改正によりまして、これまで情報通信技術を活用した行政手続きにつきまして、交付手数料以外にも拡大をするというような内容です。

手順としましては、現在構築しております、いばらき電子申請サービスを使った行政手続きのオンライン化に伴いまして、その中で例えば住民票等を取り寄せる場合に、住民票の交付手数料プラス郵送料、そういったものを合算してキャッシュレス決済でオンラインでやるというような内容です。

今、いばらき電子申請のほうで対応しているのが、クレジットカード、P a y P a y、L i n e P a yの3種類でございます。

○佐藤文雄委員

今のクレジットカードとかP a y P a yとか、そういうので行政のほうに行かなくてもできるということなのですか。

例えば自宅で、そのL i n e P a yを利用して、そのキャッシュレス決済ができるということなのでしょうか。

○情報政策課長（稲生政次君）

佐藤委員、お見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

今日、たまたま茨城新聞に、未来まちつくばスーパーシティ始動というふうを書いてありまして、スマートフォンを日常的に皆さんが使えるようになったと思うんです。これは特にP a y P a yなんかに当たるのかなというふうに思いますが。

こういう環境整備をやることが必要だと思いますけれども、この環境整備については、どのぐらいの費用がかかると想定されてますか。

○情報政策課長（稲生政次君）

昨年度、今回の電子納付につきましては、補正予算をして予算化をしております。

すみません。手元に資料が今ないので確実ではありませんが、運用費につきましては、毎月2万円ぐらいずつ払います。決済の額に応じて手数料が取られるというような内容です。

○佐藤文雄委員

スマホなどでやれるという状況になるとと思いますが、今言ったように、月当たり2万円ずつ、これは県のほうに納めるのでしょうか。

その手数料というのが額に応じて、それがまた手数料として天引きじゃないけれども、その費用がかかると。だから多くなれば多くなるほど、その分の手数料というのがかかるということなのでしょうね。

ですから、どのぐらいなのかというのが想定は、今資料がないというふうに言いましたが、もし後で分かればその分の資料もお示しいただけますか。

まず、1つの質問については、もう一度お願いします。

○情報政策課長（稲生政次君）

資料に取りまとめて提出したいと思います。

○佐藤文雄委員

あと、環境を広げていくということも必要だというふうに思っているとは思いますが、ですから、このスーパーシティ構想じゃないですが、こういう環境を整えていくということと同時に、そういうことを学ぶというか、学び合いというか、こういうことが必要なので、そういう講習とか、そういうことも必要になって、出前講座とか、そういうことも必要になって来ると思います。

この方は、76歳の方が、非常にスマートフォンを少しずつ使えるようになってよかったというふうに言っていますので、そういう意味での拡大策。そうすれば事務手数料がかかっても、いわゆる職場のほうの、公務員のほうの手間が少しでも削減されるということになると思いますが、そういうことは考えていませんか。

○情報政策課長（稲生政次君）

私どものほうでは、こういった情報技術を活用するというに伴いまして、そうしたスマホの操作に慣れていない方というのが必ず出るということは把握しておりますので、そうした方に向けまして市民講座、生涯学習課が毎年実施している講座の中に、市民講座デジタルのスマートフォンを活用した講座のほうを組み入れまして、私どものほうで講師となるような形で参加をして普及に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤文雄委員

これまで、その生涯学習の中で、そしてそのスマホの利活用に対しての講座をやった実績はあるのですか。もし、やった実績があればどのくらいやったのか、参加者はどのくらいなのか分かりますか。

○情報政策課長（稲生政次君）

そういったパソコンであるとか、デジタル機器の講座というのは例年開催されているようではありますけれども、生涯学習課が主催しているため、私どものほうでは数は把握しておりません。

ただいまご回答申し上げたのは、今回の情報技術を使った市の手続のオンライン化に特化した講座ということで、私どものほうで考えているということです。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○川村成二委員

施行年月日が10月1日ですけれども、市民への広報についてはどのように行おうかお伺いします。

○情報政策課長（稲生政次君）

10月1日に向けまして事前に市ホームページ等での公開を考えていますが、今回、電子申請の手続をするに当たって、より皆さんが便利にということと、Lineと連携をした電子申請につながるというような機能を搭載することを予定しております。そうしますと、Lineのアカウントがあれば、そこからお友達登録のような形で市のほうに登録していただくと、そこから電子申請に移っていきます。そのため電子申請のID、パスワードが必要なくなるということで、より市民の皆さんに便利に利用できるような環境をただいま構築しております。

ただし、それが10月1日に間に合わないということもありますので、大々的な広報はその後おおむね11月ぐらいになると思いますが、その辺でいろいろな市のホームページはもとより広報紙等でもご紹介

して普及につなげていきたいというように考えております。

○川村成二委員

そうしますと、施行年月日を10月1日にしたという意味合いは、10月1日から何ができるということなんでしょうか。

○情報政策課長（稲生政次君）

ただいま全部署を対象に、行政手続のオンライン化という作業を進めております。その中で、今回のキャッシュレスで料金を支払っているいろいろなサービスが受けられるというのは、10月1日からということで考えております。

ただし、大々的に広報しないというと申しますのは、L i n eとの連携が後ろになってしまうということを考えると、それほど前倒しでPRしてもIDとパスワードの作成から始めなくてはならず、そちらをやって10月1日からは電子申請が利用できるというような流れになります。そうするとこのL i n eが提供になった後に、もう一度L i n eからやり直しという、要するに二度手間になってしまうので、この辺がちょっと利用者にとってはちょっと混乱が生じるかなと思ひまして、とりあえず10月1日からはID、パスワードを電子申請届出サービスのほうで取得していただいて利用することはスタートしますが、L i n eの連携が始まる後では、そのL i n eを利用して、そこから電子申請が利用されるというようなことで、大々的なPRについては、そのタイムラグが生じるというようなことを今考えております。

○川村成二委員

そのような対応の仕方だと、10月1日からできる作業に対して、ホームページを見なければ分からないと。その場合IT関係になかなか取り込むことができない高齢者だとか、そういった方に対しては一切情報が伝わらないです。そのような状況で急いで10月1日からスタートする必要はありますか。大々的にできる、ちゃんと一斉にスタートができるタイミングで広報するとかしなければいけないですよ。10月1日からの実施になると9月号の市報で情報を提供するのが一番いいのですが、市報は、9月20日で、議会は9月21日の採決です。そういったタイミングからすれば、9月の市報の対応も難しいです。

そのようなことを考えると、10月1日にこだわる必要はないのではないのでしょうか。改めて、一斉にスタートできるタイミングで、大々的な情報公開をして、市としてスタートして市民に対応してもらおうのが私はベストだと思いますがいかがですか。

○情報政策課長（稲生政次君）

委員のおっしゃるとおり混乱が生じないように、ご意見も踏まえて、今後考慮して対応していきたいと思ひます。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

今、IDとかパスワードとかってということ、L i n eにつながるようにするとおっしゃったと思ひますが、一番心配なのはセキュリティです。そういうことについての対応というのはもう既に考えていらっしゃいますか。具体的に。

○情報政策課長（稲生政次君）

セキュリティと言いますといろいろあると思ひますが、当然そういった電子申請届出を行う場合に、いろいろなそういったホームページ等から申請を行うと思ひますが、基本的にはその通信間については暗号化をして、第三者が見られないようにします。あと茨城県の電子申請届出サービスは、外部のNT

Tデータ関西という会社が請負って運営しております。そちらのセキュリティについては、県と市町村も含めてセキュリティの内容を確認しながら保っている状況ですので、現時点で脆弱性があるという内容は見受けられません。

これまで電子申請始まってから約20年弱ぐらいがたっていますが、その間事故等もございませんので、これまでどおりセキュリティを担保できるというように考えております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の総務部危機管理課の質疑が終わった後に、討論並びに採決いたします。

それでは、市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、情報政策課長のほうから説明をさせていただきます。

○情報政策課長（稲生政次君）

資料のほうは議案概要書11ページ、それから議案集で29ページになります。

こちらのイントラネット整備に関する経費110万円ですが、こちらは公共施設予約システムの導入の業務委託ということで計上させております。これまで公共施設と言いますとスポーツ施設の予約システムが県の共同システムということで運営をしておりましたが、文化的な施設、各公民館であるとか、そういったところの各施設の予約についても、オンラインでインターネットから予約ができるようなシステムを構築するための費用となっております。

続きまして、電子自治体に要する経費です。こちらは本年度市内の各部局で利用することを想定しておりますウェブ会議、それから研修につきまして使用するデジタル的なホワイトボードの購入費。そして、先ほどご説明を申し上げましたLine連携にかかる費用が55万1000円ということになります。合計しまして455万1000円ということになります。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、情報政策課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

基本的に、この国と県の支出金が財源に全てなっていると思います。歳入のほうで総務のほうにありますけれども、これは国庫、国からの支援ですか。県のほうですか。県と国の仕分はどうなっていますか。

○市長公室長（横田 茂君）

今回の財源につきましては、地方創生臨時交付金のほうを充当する予定でございます。

○佐藤文雄委員

歳入のほうでどれに充てますか。地方創生臨時交付金と言っておりますが。歳入があるでしょう。歳入のところと比べてどのように見ればいいのかという質問です。

これ15の国庫支出金にあるでしょう。2946万円ですか。この中から取っているのですか。その中に地方創生臨時交付金がこの中に入っているということなのでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

歳入で計上を予定しております臨時交付金の中に今回お示しをさせていただいた経費が入っております。もちろんほかにもあります。

○川村成二委員

ウェブ会議、研修で使うホワイトボードの購入台数は何台なのでしょうか。

○情報政策課長（稲生政次君）

2台分予定しております。場所については霞ヶ浦庁舎、千代田庁舎で、1台ずつ置く予定です。

○川村成二委員

その下の運営協議会負担金、これについては年間の費用額なのでしょうか。それとも今年度の残り分の負担額なのでしょうか。この金額の単位を教えてください。

○情報政策課長（稲生政次君）

こちらについては、Lineと、それから茨城県共同システムで行います電子申請との連携のための構築費1回限りです。運用費についてはLineの場合、今のところ、公共分野に関しては無償ということで提供されておりますので、そちらを利用しております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

それでは、一般会計補正予算（第7号）のうち、政策経営課の所管の部分につきましてご説明を申し上げます。

議案集30ページをお願いいたします。その一番下にあります。

議案概要書では12ページ。こちらも一番下でございます。

8款土木費、4項都市計画費、3目公共交通費の右端の説明欄、0101公共交通対策に要する経費の18、

新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等支援金465万円でございます。

こちらは今般のコロナ禍において、市内の公共交通機関の円滑な運行を確保するために、令和2年度、3年度に引き続きまして、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、市内の公共交通事業者を支援するものです。

内容については、交通事業者を4つの区分ごとに合計17社へ支援金を支払う予算です。

まず、1つ目として市内を走る乗合バス事業者2社1路線当たり20万円。市内にはバス路線が5路線あるので、合計で100万円です。

次に、2つ目として、市内の貸切バスの事業者5社へ、1社当たり基本額が50万円。加算額がバスの保有台数1台当たり2万円で30台分あるため合計で310万円です。

次に、3つ目として、市内のタクシー事業者には保有台数が5台以上の事業者1社へ10万円。保有台数が5台未満の事業者4社ありますが、1社当たり5万円。合計で30万円です。

最後、4つ目は、運転代行業者5社。1社当たり5万円で合計25万円を支援するものでございます。全ての合計が465万円です。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

財源は、先ほど公室長が言った新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですね。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

はい。佐藤委員がおっしゃるとおり臨時交付金を充当いたします。

○佐藤文雄委員

貸切バス事業者の5事業者とおっしゃいましたが、今使用しているスクールバスのことでしょうか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

佐藤委員がおっしゃっているスクールバスの事業者も入っておりますが、それ以外の貸切バス事業者も入っております。

○佐藤文雄委員

そうしますと、タクシーと運転業業者いわゆる代行運転。これは市内のタクシー事業者と運転代行業者ということになると思いますが、1事業者と9事業者の違いを教えてください。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

保有している車両台数で5台以上が1社、それ以外の9社が5台未満となっております。

○加固豊治委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

農林水産課、元木課長からの説明とさせていただきます。

○農林水産課長（元木義和君）

それでは、農林水産課所管分について説明させていただきます。

議案集の28ページをお開きください。

まず、歳入につきましては16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金として65万9000円ですが、県補助の儲かる産地支援事業費補助金で事業費の3分の1分の補助となる県補助の計上となります。

続いて、歳出につきましては、議案集30ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、説明欄の0102園芸振興に要する経費として、131万8000円ですが、県補助の儲かる産地支援事業費補助金を活用し認定農業者の方が農薬散布等に利用するドローン1台を先端技術の導入事業として実施するものです。県と市、事業実施者がそれぞれ事業費の3分の1ずつを負担するため、県と市の補助分を予算計上するものです。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

認定事業者の方が1人、このドローンの導入を事前に申請しているということでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

今年度に入りまして、認定農業者1名の方がドローンを購入したいということで県のほうに相談に行き、県補助を活用して行いたいということで今回補正予算を計上させていただきました。

○佐藤文雄委員

それから、今3分の1ずつということは、あと3分の1は、認定事業者の方の負担になりますよということなのですか。

○農林水産課長（元木義和君）

はい、そのようになります。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○矢口龍人委員

ドローンの運用をするために、いろいろな操縦の免許等があると思いますが、そういう部分での補助というのではないのでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

今回ドローンの免許を個人の方が取得し、ドローン本体を購入します。免許の講習費用に対して、県補助は現在ありません。県補助は、ドローンの購入時のみ実施されております。

○矢口龍人委員

ドローンは、先端農業あるいは新しい農業の形だと思います。その方も勉強し、自身で申請まで行ったと思いますが、市として、今後ドローン等の先端技術に対する対応をどのように考えていますか。

○農林水産課長（元木義和君）

先端技術に対しては、市が要綱を策定しているため、昨年においては、レンコンの製氷機に対して本来県の3分の1だけのものに対して市の3分の1を上乗せして補助する形で現在は運用しております。

○矢口龍人委員

新しい技術の導入という部分に対して補助していると思いますが、そういうものに対して、市として、もっと農業、農政全体的に、普及させるような考えはあるのかどうなのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（元木義和君）

委員ご指摘のとおり、そういった部分も進めていかなければならないと思いますが、県の補助メニューが、数多くあり、農業者の方が選んでそこに入ってくるという、儲かる産地事業だけではなく、県補助がたくさんあるので、そういったものの中でも拾いながら、それに市の助成分を上乗せしてやっていくような形を現状は考えております。

○佐藤文雄委員

ということは、儲かる産地支援事業補助金というのは、今回のドローンだけではなく、いろいろなメニューがあるということですね。認定農家であれ、事業者であれ、そのメニューの中にあれば、申請をする。申請後、市のほうが申請内容を確認し認定をする。そしてそれを県のほうに申請をして県からその補助金をもらう。そのような流れで今回はドローンの導入が補正予算になったということでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

まず、農林水産課には農家から申請に関する相談があります。県のメニューに該当するかどうかを県と調整し、認定農業者の方で先端技術の導入であれば、こちらの事業に該当するというので、今委員さんがおっしゃった進め方で今回補正予算になっております。

そのほか、いろいろ機械的な部分、収穫機とか、そのほか色彩選別機とか果樹棚とか、いろいろ整備事業に対して、この儲かる産地のメニューの中にいろいろなものがあるので、相談があった段階で、これが県補助事業に該当するかということをお県のほうと調整しながら、該当する予算もあれば今回のように補正予算で計上するような形です。

○佐藤文雄委員

これは認定事業者に限定しているのですか。認定事業者に限っているかどうかも含め、補助事業の周知をして、このような支援事業があることについての広報活動は、農林水産課では具体的に、どういう形でおこなっていますか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらの事業を行うに当たって、農協や営農集団、農業法人、認定農業者ということになっておりますので、認定農業者等には県の補助事業等のチラシが作られた場合に、新規就農者と認定農業者に県の情報を提供し、それから中間管理機構を通した農地の貸し借りのチラシなどは認定農業者の方には直接お送りしております。ただ、個人がやる場合は、なかなか補助要件に該当しません。そのため認定農業者の方にはチラシを送付しております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

ということは、個人の事業者の人はなかなか難しいということですね。

○農林水産課長（元木義和君）

絶対駄目ということはないのですが、受益農家で何軒か集まって農業法人をつくるとか、そういった形にしてやることも可能です。

○川村成二委員

補助金の場合、その補助割合のほかに、限度額という規定があると思われませんが、今回のこのドローンは、申請額100%に対して3分の1を負担するのか、この扱いについては、そういう制限というのは、何か設けられていますか。

○農林水産課長（元木義和君）

基本的にはこの補助要件の該当になる場合は、事業費が160万円以上の事業であることです。

県でも予算の範囲内で前期に申し込んだものについては要件が合っていれば概ね補助されているような状況です。

○川村成二委員

そうすると、県が認めれば県と同じ額を市が負担しなければならないということになります。例えばドローンで500万円や700万円のドローンでも、県が認めれば市はその3分の1を負担するという一方で、市の制限というのは何もないのでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

昨年、JAの蓮根部会の製氷機をつくったときに、市の要綱も定めており、事業費の3分の2以内を県と市で補助するという、以内という言い方の補助要綱ができております。

今回は、3分の2いっぱい補助するというような形です。事業者は3分の1だけ負担するという形になります。基本的に県のほうに採択されれば、市も同額補助する形です。

○川村成二委員

その場合、次年度以降の予算の取り方が非常に難しいと思います。今後予算が確定できないので、補正で全て対応するということになるのでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

例えば、今年度末に、県や市に相談があり該当する可能性がある場合は、次年度の事業になると思うので、そのときには当初予算で計上します。

○設楽健夫委員

認定農業者に対する補助ということで、個人の営農している人が組織をつくっていく場合の条件はどのようなになりますか。

○農林水産課長（元木義和君）

基本的に農業法人として定款等をつくって認められた法人、営農集団の場合には県で細かな要件を定めております。今は資料を持っていないので、後でお知らせしたいと思います。

○設楽健夫委員

それと、この認定農業者の補助事業の運用範囲は、認定農業者が自作している自分の圃場に限られるのですか。あるいはそれ以外のところまでドローンの散布の範囲に制限はないのですか。

○農林水産課長（元木義和君）

基本的に自分で借りている土地も含めてやることは可能だと思います。しかし、どこをやったのかとこの確認はできないため、頼まれてほかの人の土地をやる可能性もあるため、制限はありません。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○櫻井繁行委員

川村委員に関連しておりますが、昨年は蓮根部会に、団体に対しての支出であると思います。この助成制度のくくりが認定農業者ということで、この令和3年度について補正を組んでの個人への支出、これは基本的には問題ないと思います。しかし、200万円弱するドローンのうち3分の2は補助金というか交付金を活用しているわけなので、この認定農業者の方にとってはすごく有意義な制度だと思います。

しっかりと活用していただけていると思いますが、どのように活用されているのかを報告書や、農林水産課として調査を実施する等で活用方法について把握するために、なにか行っているのでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

ドローンについては、先端技術導入の場合は農業法人、認定農業者が1戸でも補助事業に該当できる

ということになっていますので、個人となると思いますが、認定農業者になる要件として、基本的には所得が農業所得で580万円以上あるとか、面積はこれだけあるとかということで、そちらの要件でやっています。ある程度の規模の耕作をしているという条件に当てはまり、県に認められているので、農林水産課も上乘せとして補助しております。

○櫻井繁行委員

先ほど川村委員のほうの答弁でもあったように、県に付随をして認定をされれば準じて市も補助金を3分の1出していると思います。私がお伺いしたいのは、かすみがうら市内で活用されているドローン等がどのような状況で活用されているかというような報告書等を提出していただくとか、例えば農林水産課で現地を確認してしっかりその制度を活用したドローンが先進事例として農業に活用されてもうかる農業につながっているとか、そういったことを、支出をするだけではなく、しっかりと確認をされているのかをお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

申し訳ないですが、基本的には田んぼをつくっている方であれば、転作の関係で現地確認ということで全部見て歩いているので、作付け状況等は確認できると思いますけど、そのほかの作物、例えば甘藷の場合は、作付け状況等を見ておりません。

ただ、認定農業者を受けるに当たって更新をする必要があるため、県の普及センターの指導を受けて計画書ができており、県でも現地を確認し、その認定農業者がやっているかは毎年ではないが、その更新のタイミングでチェックはしていると思います。

○櫻井繁行委員

認定農業者というのは、総合的に考えて、非常に努力をされている方というのは私も認識はしております。

これは要望になってしまいますが、こういった形で、正直言うと上限がないような県に付随をしているところもあるので、それが適正に使われているかどうかということは、今後何かしらの報告書や現地調査をする、こういった儲かる産地支援事業費補助金を活用するということに対して、そういったことは今後、何かしらしっかりと農林水産課として管理をして、適正に活用されている、運営されているということは、やはり確認する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましても、購入してから実際のものの確認とか、そういった形で実績報告を出すようになると思いますので、その中で職員と調整しながら、そういった項目があるのかどうかも含めて検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○設楽健夫委員

認定農業者がドローンを使っていくという、一つの県の基準の中に散布面積と言いますか、営農面積の指導面積だとか、そういうものが恐らく定まっていて、法人、あるいは営農集団が、こういう補助金を申請していく上での、営農面積だとか散布面積だとかそういうものは、指導面積では決まっていると思いますが、その辺の案内をしっかりとやっていただきたいなと思います。要は、認定農業者以外の農業者、この人たちがどのように動いていったらいいのかということも分かるように、農林水産のほうでは、やはり指導ラインについてはしっかりやっぱり持つていく必要があるんじゃないかというふうに思うのですけれども、その辺はどうですか。

○農林水産課長（元木義和君）

うちのほうとしては認定農業者になる要件が結構、耕作面積とか目標面積とか、機械どういったもの

を持っているとか、そういったもののヒアリングを県の普及センターで行って、その上がってきたものを、市の再生協議会ということで農協の役員の方とか市内の認定農業者の方とかそういったことで、この人は認定農業者にふさわしいかというのを更新と言いますか、そして市長が、そこで再生協議会で認められれば市長のほうの認定農業者の交付を出すような形になっていますので。

基本的には認定農業者の方は、ある程度大きく農業をやって問題のない方という考えを農林水産課で持っているため、当てはまらない方には、認定農業者になるようお願いするとか。新規就農者の方にもそういった、こういった制度でお金を使えるということもありますので。

認定農業者になっていない個人の方をどう拾うかというのは、なかなか難しい問題もあると思いますが、まず認定農業者になっていただければいろいろ有利な条件で機械を低利で買うことができたり、そういった事業もあるので、まず認定農業者になってもらうことを勧めるような形で考えていきたいと思っています。

○設楽健夫委員

自給率の70%以上は兼業農家とか家族経営農家です。組織農業者でやっている農業というのは自給率の3割程度です。

それで、今高齢化が進んでいますが、5年、10年していくと営農が続けられない状況がもう起き始めています。認定農業者でももう農地を手放さざるを得ない人たちの農地を全部預かることができるかどうかという話がもう起きています。そういう意味では、認定農業者に対する対策と、あとそれ以外の農業者の対策、認定農業者になってくださいだけでは、その辺はちょっと考慮していく必要があると思いますけれども、いかがですか。

○農林水産課長（元木義和君）

高齢化もありまして、今後農地を耕作する人が減ってくると、そういった問題は当市でもあり、昨年度から企業の農業参入ということで、中志筑地区に1社企業が今回梨の作付けを今年度に計画しておりますので、そういったできない耕作放棄地をまとめて借りてもらうような農業企業を、そうしたことに進出してもらうのも一つの手というふうに考えております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[「一般質問でやれよ」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

今、一般質問でやれとありますけれども。

もう少しね、これでもう終わりますけれども、営農面積の調査を含めて、やっぱり現状をもう少しやっぱり把握して行って、企業に入ってもらおうとかいうことだけで物事は解決しませんから。その辺は頭に入れて組み立てて行っていただきたいなと思います。

これで終わります。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○産業経済部長（松延孝之君）

地域未来投資推進課所管の補正予算についてご説明をさせていただきます。

議案集の30ページをご覧くださいと思います。

7款1項2目商工振興費の01商工振興事業の1407万円の補正になりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業となっております。

議案概要書12ページの資料によりまして説明をさせていただきますので、タブレットのほうをご覧くださいと思います。

事業ナンバー8、商工振興に要する経費の1点目です。地場産品販路拡大DX推進支援等業務委託につきましては、コロナ禍において市内事業者の従前の流通販売網以外にオンラインでのダイレクト販売など、DXの視点を取り入れた新たな販路の拡大を支援するため市内事業者の活用実態状況を調査し、現状の分析と想定される課題等を洗い出し支援するための業務委託となっております。

2点目の、事業者支援一時金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の長期化を見据え、事業継続の後押しをするため茨城県から交付された営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金の対象となる事業者に対し上乗せ支援を行うものです。1事業者に対し10万円の上乗せ支給とし、申請予定件数を100件としまして1000万円を計上させていただきました。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

最初の地場産拡大のDX推進は業務委託ということですね。オンラインで直販できるような、そういう仕組みを考えているかどうかの調査の委託をする。

だから、今実際にかすみがうら市で地場産の販路拡大に取り組んでいる業者は何件かいるということが前提ですよ。その具体的な調査をする。

どのような調査をするのか教えてくださいませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

委員おっしゃるとおり販路拡大ということですが、今もデジタル化等によりまして販売を行っている業者もありますが、これから行う事業者もいるので、両方の事業者さんを対象に調査、そして分析をするという業務委託となっております。

○佐藤文雄委員

調査の具体的な中身はどのようなものなのかと思ったものですから。業務委託というとそれなりのスペシャリストがやると思うのですが、具体的にはどういうことなのかという質問です。

○産業経済部長（松延孝之君）

事業者さんのところにヒアリングをしますが、どのような時期にどのようなものが売れているかというデータ分析などを基に調査し、分析をするという考えは持っているところでございます。

○佐藤文雄委員

業務委託先というのは、どのように決めるのですか。

○産業経済部長（松延孝之君）

市の事業者等、承知をしている業者が望ましいとは思っておりますが、今後検討していくということで考えております。

○佐藤文雄委員

まだ決まっていないということですね。決まっていないというのではなくて、どれだけ広範囲にこの事業者を周知していくかということで、まだ決まっていないということなんですか。

○産業経済部長（松延孝之君）

調査をする事業者としましては、市内の事業者を対象に考えておりますけれども、まずは湖山の宝の推奨品などがありますので、そちらを選定している事業者を中心に調査をしようということでは考えているところではございます。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

この事業者を選定する際に、やはり若い人で、例えば近所にはレンコンをやり始めた人だとか、あるいは梨等の直売所をやるとか、米についても直売所をやろうとする人の話は結構聞きます。だから湖山の宝と今話されましたが、そういう直販の体制をつくっていきたいという人たちは結構います。そのような人たちも吸い上げていって、支援をしていく必要があると思います。

若い人たちが農業だ、あるいはその果樹栽培だ、漁業を含めて全部やっつけようとするときに、これで食べていけるかというところの死活問題が必ず付きまといまいますから。

そういう意味では、そういう人たちも湖山の宝以外でもそういうことをやろうとする人たちもやっぱり発掘していくことも、あるいはそういう人たちを探し出すと言いますか、そういう人たちもこの業務委託の中で入っていけるような、そういうこともお願いしたいなというふうに思いますけれども。

○産業経済部長（松延孝之君）

委員のおっしゃるとおりかとも存じます。

農業、水産業の事業者等、多方面の分野で販路が拡大できるような事業者支援を検討してまいりたいと思います。

○櫻井繁行委員

農業に対してもDX推進していくということですが、結局民間企業でDXを取り入れるということは、一番前提として考えなきゃいけないのは生産性の向上ですよ。そういった中で、ここに書かれていますが、販路拡大等を支援するとなっていますが、今湖山の宝というのかな、ECサイトを市のほうで構築していますよね。そういったところとの線引き。あくまでもオンライン直売というのは、各事業所に行っていくのか、そういったところの詳細をお伺いします。

○産業経済部長（松延孝之君）

まず、調査という部分での業務委託をするという考えですが、そういった多方面な多角的な内容でも、企業、個人の方といろいろいらっしゃるかと思いますので、個人でまたホームページも構築されていない事業者、またECサイトの登録なども行っていない方々いらっしゃると思いますので、そういった方を中心にまずは支援をするようなことを行いまして、現在行っている企業等におかれましては、その次の段階になろうかと思いますけれども、今回の補正については調査、分析ということで、今後のことも踏まえながらの業務委託をしたいと思っております。

○櫻井繁行委員

そうしますとECサイト、今ある現状のシステム構築されているものとは別に、各事業所にそういったDXを活用してIT化をしていって、そのIT化というのはDXの中で一部になって来ると思うのですけれども、2025年を見据えるということもあると思いますし、そういったことで各事業所に取り入れ

るところに対しての販路拡大を支援していくというような認識でよろしいのでしょうか。

○産業経済部長（松延孝之君）

委員のおっしゃるとおりでございます。そういったECサイトを活用しながら拡大しようとする事業者の声を聞きながら、また今現在、そういったサイトを登録して行っている事業者については、次の段階などもどういったことを求められているのかというヒアリングをしながら、いろいろな事業者等の状況を調査して、次の段階へ進んでいきたいというふうな内容での調査、分析を考えているものでございます。

○櫻井繁行委員

DXというのはこれから非常に大切になってくると思います。櫻井健一委員が一般質問を行っていた、デジタルトランスフォーメーションを少し勉強させていただきましたけれども。やはりそのECサイトと、DX（デジタルトランスフォーメーション）とか、そういった横文字が乱立してきますよね。IT化であったりとか、IoTであったりとか。

そういったところをやはりしっかりと各事業者、得意、不得意あると思いますので、ぜひ委託業者には、しっかりとそういったものを調査しながらも、理解をしてもらうような活動、そういう運営とかをしていただきたいというふうに思うのですが、最後に要望でお願いいたします。

○産業経済部長（松延孝之君）

委員のおっしゃるとおりということでございます。いろんな事業者がありますので、調査、分析して対応してまいりたいと考えております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

事業者支援の一時金は、主に飲食店ですか。

○産業経済部長（松延孝之君）

飲食店という直接的なものというよりも、県の一時金につきましては、営業時間の短縮要請に協力した飲食店につきましては、協力金が出ておりますので対象にはなりません。

そうした飲食店と取引のあるような業者などが、今回の一時金の対象となっております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 2時35分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時45分]

それでは、続いて教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（坂本重男君）

生涯学習課、齊藤課長より補足説明をさせていただきます。

○加固豊治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

議案集31ページをお願いいたします。概要書は13ページになります。

10款4項3目図書館費、02図書館管理運営事業蔵書整備に要する経費、13節電子図書館サービス利用料として467万5000円を補正計上いたしました。

電子図書館とは本市においては、あじさい館にある図書館や千代田公民館の分館に実際に行かなくてもインターネットを通じて個人所有のパソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を無料で借りて読むことができるサービスです。全国普及率は令和4年4月1日現在、全自治体17.1%、県内普及率は全自治体31.82%になります。

今後、全ての紙の図書が電子図書へ移行するというのではなく、図書環境の選択肢が増える、あるいは増やすことが導入の目的になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、電子図書館の導入に係る経費を計上するものです。

導入予定タイトル数は1,000タイトル。広報紙への周知や専用のホームページを構築するなどの準備期間3か月後の令和5年1月から利用開始を予定しております。

電子図書については、次年度以降も増やし、内容の充実を図りたいと考えております。

続きまして、その下の欄でございます。

10款4項4目文化振興費、02文化振興施設管理運営事業歴史博物館管理運営に要する経費として、人件費115万8000円を補正計上いたします。

理由については、博物館において施設の管理及び受付業務を行う職員、会計年度任用職員を配置するため予算を計上するものでございます。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歴史館の会計年度任用職員1名、これはどうしても必要だということでしょうけれども、これはかなり需要が増えているという、来館者が増えているということなんですか。それとも、いろんな雑務というか、雑務が多いのでその分をフォローするということなんですか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

経過としまして、令和4年5月に帆引き船事務の業務に関して専用の会計年度任用職員の補充が必要となりました。そのため帆引き船業務の経験のある受付担当の職員を充てて、新たに受付業務の職員を必要としたためでございます。

○佐藤文雄委員

帆引き船のほうに、比較的手が取られているということで足りないということみたいですが、これは期間は限定になるんですかね。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

会計年度任用職員ですので1年ごとの更新ですが、期間を限定しないで考えてございます。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

詳細につきましては、担当課長の説明とさせていただきます。

○加固豊治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、議案第44号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）子ども家庭課所管に係る補正予算について説明させていただきます。

議案概要書は11ページ、議案集は28ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。

15款国庫支出金、1項1目2節児童福祉費負担金、補正予算額401万5000円。子どものための教育・保育給付費負担金です。市の保育給付認定を受けました子どもが施設を利用した際に、市が支弁する保育給付費に係る国負担分となります。今般の補正につきましては地域型保育施設の利用者が当初の見込みより増加していることから市が支弁する給付費が増額することに伴い、国庫負担金相当額を増額補正するものとなります。補助率は2分の1となります。

続きまして、2項2目3節子ども子育て支援交付金、補正予算額16万円。多様な事業者の参入促進・能力活用事業となります。

この事業につきましては、子ども子育て支援事業として掲げる13事業の一つに掲げられるものでございまして、実施に当たり国庫補助分を計上するものとなります。

今般の事業は小学校就学前の児童を対象とした集団活動を行う団体や認可外保育施設など市の保育給付費認定の対象とはならない施設で、開設日、時間など一定の要件を満たす施設等に、市内在住のお子様、児童が利用するに当たり、利用料に応じて1か月当たり最大2万円の補助金を交付する事業となります。補助率は国負担が3分の1となります。

続きまして、16款県支出金、1項1目2節児童福祉費負担金、補正予算額200万7000円。子どものための教育・保育給付費負担金です。先ほど、国支出金で説明した子どものための教育・保育給付負担金と同じ内容で県負担分となります。補助率は4分の1となります。

続きまして、2項2目4節児童福祉費補助金、補正予算額364万5000円。民間保育所乳児保育事業補助金107万円につきましては、県の補助金の単価が1歳児クラス1人当たり月額3,900円だったものを、月額5,000円に変更、増額となったことから予算額を増額するものとなります。補助率は2分の1となります。

次の保育対策総合支援事業補助金257万5000円は、市内保育所施設における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に対する補助金並びに民間保育所が保育業務負担経費に係るICT機器導入に係る補助金となります。補助率は基準額に対して2分の1となります。

続きまして、その下5節子ども子育て支援交付金、補正予算額16万円。多様な事業者の参入促進・能力活用事業。先ほど国支出金で説明しました子ども子育て支援交付金と同じ内容で県補助分となります。補助率は3分の1となります。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出となります。

議案集は29ページをお願いいたします。

3款2項2目01児童措置事業、0102児童手当支給に要する経費、補正予算額356万8000円。令和3年度に国から補助金を受けて実施いたしました令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、実績によりまして補助金が確定して、既に受け入れている補助金が確定額を上回っていることから、その差額を返納するもの、償還金となります。

続きまして、4目01児童福祉費施設維持管理事業、0101民間保育所に要する経費、補正予算額302万8000円。

民間保育所等乳児保育事業補助金は、先ほども歳入で説明しましたように補助単価が増額となることからそれに伴い補助額が増額となるものです。

民間保育所等補助金は、市内民間保育園に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に対し補助金を交付するものとなります。1園当たり50万円の補助となります。

続いて、0102認定こども園に要する経費、補正予算額300万1000円。子ども子育て支援交付金48万円につきましては、歳入でも説明いたしました多様な事業者の参入促進・能力活用事業に係る支出となります。

事業の概略といたしましては、一定の要件を満たす保育施設に本市に住所を要する児童を通わせる保護者に対し、利用料の一部月額上限2万円を補助するといった内容となります。一定の要件を満たす保育施設というものにつきましては、市の保育給付費、保育料の無償化の対象とはなっていない施設、認可外の保育施設とかですかね、に週5日で39時間以上の保育を実施していることや、児童数に応じた保育士を配置しているなどの要件を満たす施設となります。また利用者においても対象となる施設に週5日、同じく週39時間以上利用していることが要件となります。

この補助金の対象となる施設の特徴としましては、教室内での会話を英語で行うなど英語教育に特化したカリキュラムを行っている施設であったり、保育の場所を町なかや公園、森林を活用し自然環境下などで行う、それぞれの施設が独自に特色ある保育を実施している施設となります。

このような事業者は、現在本市にはございませんが、市外の該当する施設を利用する本市在住の児童がいることから今回予算計上をさせていただくものとなります。

続いて、民間保育所乳児等保育事業補助金90万8000円につきましては、補助単価が増額となることから、これに伴い補助額が増額となるものです。

保育対策総合支援事業補助金11万3000円につきましては、市内認定こども園においてICT機器の導入、外国人児童の保護者の対応のための翻訳機の導入になるんですが、それに対する補助金となります。

民間保育所等補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）150万円につきましては、民間保育所のところでも申し上げたように、認定こども園に対しコロナ感染症対策分として補助金を交付するもので、1園当たり50万円を計上したものとなります。

続きまして、議案集30ページをお願いいたします。

0103家庭的保育に要する経費、補正予算額883万8000円。民間保育所乳児等保育事業費事業補助金は補助単価が増額となることから増額となるものです。民間保育所等補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）については、先ほどと同様のものとなりますが、こちらは小規模の施設なため1園当たり30万円というふうになります。

市内地域型保育給付費は地域型保育施設、小規模の事業所におきまして受入れを行っている児童数が当初の見込みより増員していることから、市が支弁する給付費に不足が見込まれるために増額するものとなります。

続きまして、4款1項2目01感染症対策事業、0101感染症対策に要する経費、補正予算額71万円。民

間保育所、保育園に補助金というふうに申し上げておりましたが、こちらは市内の公立保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費となります。国の補助分金を活用できることから、当初計上していたものから対策費を増額するものとなっています。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

民生費の児童措置費の返還金ですが、確定して返還することになったよということですが、人数的にはどういうふうに把握しているのでしょうか。人数を教えてください。

○加固豊治委員長

暫時休憩します。 [午後 3時01分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時01分]

答弁を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

最終的な支給の人数でございますが、5,404人分。世帯数に直しますと3,127世帯分を支給しまして、額が確定したということになります。

○佐藤文雄委員

当初は。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

すみません。今、当初人数を把握しておりませんが、主に5,600人程度であったかと思えます。

○佐藤文雄委員

後で正確に教えてください。

つまり、当初の見込みよりも減っているということですよ。

その実態も知りたいなと思ったので質問をいたしました。

○佐藤文雄委員

それから、民間保育所補助金の新型コロナウイルスの対策で、1か所50万円ということになりますと、4か所分ですよ。4か所の市内の保育園というふうに理解していいかなと思いますが、4か所というところちょっと具体的に保育園の名前教えてください。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

4か所の具体的な名称でございますが、のぞみ保育園、霞ヶ浦保育園、プルミっこ保育園、千代田保育園の4か所となります。

○加固豊治委員長

ほかにごいませんか。

○佐藤文雄委員

それから、地域型家庭的保育のほうについてですが、これは今現在市内の地域型保育園というのは、保育というか事業者は何件あるんですか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

市内では事業者は1か所でございます。ただ、補足させていただきますと、小規模事業者市外、お隣の神立エリア辺りの小規模事業者が2か所ほど利用されている方等も含めまして増加しているというこ

ところでございます。

○佐藤文雄委員

市内は1か所、それであと市外、かすみがうらの住民で、市外で利用している方が、その場所が2か所ということで、家庭的保育ね、ということだと思いますが。

これは、同じような質問になりますが、当初はどのくらいで、現在はどのくらいなのか、分かりましたら教えてください。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

まず、当初予算で見込んでいたのが、おおむね2、3名程度、前年度実績が毎月2、3名程度の在籍見込みであったところだったんですが、今現在、在籍が市内の施設ですと在籍が5名と、定員いっぱい利用になっているという状況でございます。市外のほうも例年5名程度が最大7名受けられるところが7名いっぱい使われていると。そのほか、先ほど市外で2か所、2か所目も昨年までは実績がなかった園が一つ増えまして、こちらも2名程度の利用があるということで、トータルすると7名程度例年よりは増えているような状況ということでございます。

○佐藤文雄委員

家庭的保育が今少なくとも5名ぐらい増えているようですよ。こういう傾向というのは、何かいろんな特別な事情があるんでしょうかね。いわゆる民間の保育所、それから公立保育所、それ以外にこういう家庭的保育に入る人が増えているという実態が見えてきたんじゃないかなと思うんですが。こういう実態の調査なんかはやっていらっしゃいますか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

申し訳ございません。実態調査的なものは実施していませんが、家庭的保育の特徴としましては、ゼロ、1、2歳児、要するに未満児を受け入れる対象となっています。近年の状況を見ますと、ゼロ、1、2歳児の需要というのが少しずつ高まりつつあるのではないのかなというふうには感じております。

というのも、一般の保育施設でもゼロ歳児ですと、子ども3人に対して保育士1人を置かなければならないというような状況もございます。なかなか定員を大きくするというのは難しい状況ではございますが、そういった中でも、定員を9名とか、ぎりぎりまで頑張っている保育施設もございますので、需要が少しずつ高まっているのではないかなというふうに感じているところでございます。

○佐藤文雄委員

今は保育園が足りないという声あまり出ていないというふうに言われているんですが、こういう家庭的保育の実態というのは、ゼロ歳から1歳、2歳未満児というのが実態だということですので、これをどういうふうにフォローするかということも考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですがね。これは、値段というか、保育料についてはどういうふうになっているんですかね。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

保育料につきましては、当然、無償化の対象というのは3歳以上になりますので、所得に応じた段階に応じて保育料が上がっている状況でございます。ただ生活保護とか非課税世帯ですとゼロ円という実態はありますけれども、所得に応じた8段階の保育料でかかってくるということでございます。

○佐藤文雄委員

比較的こういう実態が見えてきていますので、ぜひ調査をしておいてもらいたいなど。これは要望です。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

子ども子育て支援計画上も必要量とかというところで調査アンケートとかも行っていく予定でもござ

いますので、現時点では中間見直しですが、2年後には新しい子育て支援計画つくらなければなりませんので、そういったチャンスを捉えながら実態調査を進めていきたいと思っております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、介護長寿課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案集のほうは29ページのほうをお願いいたします。

歳出の部分になります。

議案概要書は9ページになるんですけれども、議案集のほうの29ページで見ていただければと思います。

○加固豊治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時11分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時12分]

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

大変失礼いたしました。

それでは議案集29ページのほうをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目介護保険費の説明欄、01介護保険特別会計繰出しに要する経費、こちらのほうでございませう。8万8000円の増額を計上しております。

内容につきましては、事務費の増額に係る繰出金の支出になるものでございませう。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

次の介護保険の特別会計のところに関連するんですね、これね。事務費って言いましたけれども、これ見ますと、介護保険システムの改修委託費が8万8000円と。こちらのほうになっているから。本来であればこれと一緒に説明ができればよかったんじゃないかなと。説明の流れとしてはね。と思います。ということですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

はい。佐藤委員さんのおっしゃるとおりでございませう。介護保険特別会計のほうでも関わりのある部分ですので、次のほうで説明させていただきたいと思っております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第45号 令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

引き続き、介護長寿課長よりご説明いたします。

○加固豊治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、介護保険特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

議案集のほうは38ページとなっております。

歳入の部分になります。

7款1項5目2節事務費繰入金8万8000円の増。先ほどの話と重なる部分でございますが、その事務費の繰入れに係る増額となっております。

続きまして、8款1項1目1節の繰越金1113万7000円の増。こちらにつきましては前年度繰越金となっております。

続きまして、歳出の部分についてご説明いたします。

議案集のほうは39ページのほうをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費、説明欄につきましては02の一般管理に要する費用8万8000円の増となっております。こちらのほうにつきましては介護保険システムの改修に伴う委託料となっております。

続きまして、その下、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、01でございます。

国庫支出金等返還に要する経費1113万7000円の増を計上してございます。内容につきましては、令和3年度におきまして、地域支援事業や介護給付費交付金についての実績の清算に伴いまして、診療報酬支払基金への返還金分となっております。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

国庫支出金の返還金の内訳はわかりますか。今話したと思いますが、具体的にわかりますか。内訳。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

3年度の返還分、こちらにつきましては2つございまして、地域支援事業の交付金、こちらの返還額のほうとしまして109万3647円でございます。

もう一方のほうの介護給付費の交付金の返還分につきましては、返還額としまして1004万2680円。合計としまして、1113万7000円を増としているものでございます。

○佐藤文雄委員

介護給付費を返還したということは、予定の給付費よりも清算したら少なくなったと、だから返還したということですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

委員ご指摘のとおりでございます。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、続いて総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

危機管理課、大和田課長よりご説明申し上げます。

○加固豊治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○危機管理課長（大和田 浩君）

危機管理課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

議案集の31ページ。議案概要書13ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、18節負担金補助金及び交付金、02防災・災害対策事業、0201災害対策に要する経費の200万円であります。

本件は令和3年度から茨城県が着手いたしました牛渡・柳梅地内の茨城県単急傾斜地崩壊対策事業の令和4年度分詳細設計費用に対する市町村負担金となります。令和4年6月9日付で茨城県土木部河川課から土浦河川事務所河川整備課に箇所付が決定となったことから、今回補正予算に計上させていただくものであります。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、危機管理課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

茨城県が調査をしたときに、牛渡地内、これは具体的にどこなのかも教えていただきたいんですが。そういう県全体の調査の中でこの対策事業をせざるを得ないというところを特定した。そのための負担金というふうだと思んですが、具体的には場所はどういうところですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

本件事業につきましては、市内にごございます県が指定しました39か所の土砂災害警戒区域の急傾斜地、霞ヶ浦地区32か所、千代田地区7か所のうちの1か所、牛渡・柳梅地区に、これは既に指定されておりまして、指定につきましては平成21年3月5日に県のほうで告示されているところでありまして、

今回この場所につきまして、平成28年にかすみがうら市のほうから、市長から土浦土木事務所長へ、牛渡・柳梅地区の急傾斜地対策事業、これの要望を提出してございます。この要望に基づきまして県のほうが令和3年度から地質調査を始めまして事業が始まったというものであります。

細部の場所につきましては、牛渡の柳梅でございます。

○佐藤文雄委員

牛渡の柳梅地区で、これ事業開始したということは、これ対策事業が行われたということなんですか。今からやるということなんですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

本件につきましては、令和3年度から現地調査、地質調査に入りまして、以後、今年度予備設計、詳細設計と進むものであります。

○佐藤文雄委員

だから、予備設計をしたのでまだやっていないと。来年度これを実施するということなんじゃないんですか。まだ設計の段階で、まだやっていないと。来年度やりますということなんじゃないですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

委員のおっしゃるとおりです。予備設計をやって今年度詳細設計をやりまして、事後、埋蔵文化財調査をしまして、工事に入るというものであります。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○矢口龍人委員

そうするとこれ、設計費用の負担金が200万円ということなんですか。そうすると本工事になると当然その割合の負担、どのぐらい負担するんですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

設計に係る費用というよりは、県で事業予算2000万円。そのうちの10%の200万円を市が負担するという形で、昨年度県のほうで2000万円。市でも昨年度も200万円。今年度も県のほうで事業予算として2000万円上げていまして、そのうちの10%分としての200万円となります。工事価格につきましては、この詳細設計をした後、どの程度工事にお金がかかるかというのは多分分かると思いますので、そのときにまた負担金という形で請求が来るものと思います。

○矢口龍人委員

その負担金は、設計の負担金と同じ割合で来るということによろしいんですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

そのように聞いております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第44号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はありませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

議案第43号につきましては、議案概要書が7ページ、議案集が17ページになります。

補足の説明はございません。

よろしく願いいたします。

○加固豊治委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これも茨城新聞、今日たまたま出ていたんですよ。

茨城県の職員が21年度、男性の育休が6割取得、女性管理職割合が11.6%というふうになっております。事細かいところは省きますが、当市のかすみがうら市の職員の育児休業の実績なんかは分かりましたら教えてください。

○総務課長（豊崎伴之君）

それではただいまの育児休業の取得状況ですけれども、過去3年ほど整理してございますので申し上げます。

まず、男女問わずお子さんが生まれた職員の数申し上げます。令和3年度が15人、令和2年度が8人、令和元年度が14人でした。このうち女性職員は100%育児休業を取得していますが、実際に取得した職員数を申し上げますと、令和4年度、今現在は3人取得しております。令和3年度は2人、令和2年度はゼロ、令和元年度は2人ということで、令和元年度の2人のうち1人は男性職員でございました。

○佐藤文雄委員

後で資料を提出していただけますか。

今、男女というか、ほとんどが女性だっていうふうに言いましたよね。100%が女性で男性は今2人とかゼロとか2だとかってなっているんでね。よく分からなかったんで。男性は取っていない。取っていた。これちょっとそれだけ教えてください。

○総務課長（豊崎伴之君）

最初に申し上げます、15、8、14という数字はお子さんが生まれた職員数で、そのうち女性職員は

100%育児休業を取得していますので、女性職員の取得は、令和4年度が3人、3年度が2人、2年度はゼロ、元年度は1人です。そのほかに令和元年度は男性職員1人が育児休業を取得しております。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○総務課長（豊崎伴之君）

ただいま申し上げた数字を簡単な表にして後ほど議会事務局のほうへお届けします。

○加固豊治委員長

よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 旧下大津小学校解体工事変更契約請負契約の締結についてを議題といたします。

教育委員会から補足説明がございますので発言を許します。

○教育部長（坂本重男君）

議案第52号 変更請負契約の締結に係ります工事の変更箇所の概要について、生涯学習課長のほうから説明をさせていただきます。

○加固豊治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

議案概要書25ページ、議案集70ページになります。

議案第52号 旧下大津小学校解体工事変更請負契約の締結について補足説明として、変更請負契約に係る変更概要をご説明いたします。

議案概要書の工事の概要のとおり、アスベストの撤去工事の追加に起因するものですが、工事の全体が見えにくいので補足説明資料を配付いたしました。タブレットをご覧ください。

解体工事は現場の状況に応じて増額及び減額がございます。表の一番下の工事価格の欄をご覧ください。

当初設計額と第1回変更設計額を差し引いて、設計価格は4783万円の増額となります。請負率を掛け

て予定価格は4357万円となります。業者からの見積りが4260万円で、税込で4686万円で仮契約額となります。

右の表の詳細内容の欄について、金額を変更した理由を記載しております。

特に大きいのはナンバー13の建物内排煙管アスベストの撤去工事18か所で、614万9984円の増額、ナンバー14の外壁下地調整材アスベスト撤去工事1,852平米、3396万440円の増額となります。

解体工事の施工前に事前調査の徹底がアスベストに関する法令により厳守されておりますので、いずれも解体業者が実施してアスベストの含有を確認したものです。

ナンバー13の建物内排煙管アスベストは解体設計時は未調査でしたが、着工後に解体業者が調査したところアスベストの含有が確認できました。教室18か所のストーブの排煙管の周りに使用されておりました。

ナンバー14の外壁下地調整材アスベストは、解体設計時は既存の図を基に実施しましたが不検出でした。着工後に解体業者が調査したところアスベスト含有が確認できました。

校舎の外壁は4層で構成され、3層目の下地調整材にアスベストが含有されておりました。外壁については、当初でも調査しましたが、最初の調査では2層までの調査で分からず、今回は4層までの調査で3層目にあることが判明したことになります。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それではここで、執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 3時36分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時36分]

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

それではないようですので、以上をもって令和4年第3回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時37分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年第3回定例会議案審査特別委員会

委員長 加 固 豊 治